

福長介第254号  
令和6年4月19日

有料老人ホーム 設置者 様

さいたま市福祉局  
長寿応援部介護保険課長  
(公印省略)

令和5年度における有料老人ホーム等に対する  
立入検査結果のとりまとめについて

日頃より、高齢者福祉について御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。  
さて、令和5年度における有料老人ホーム等に対する立入検査の結果について、別紙及び別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。  
また、FAQにつきましては、下記ホームページに掲載していますので御確認  
お願いします。  
引き続き、さいたま市の有料老人ホーム等の適切な運営に御協力をお願いします。

記

●有料老人ホーム等に対する立入検査について

ホームページリンク：<https://www.city.saitama.jp/005/001/008/p087562.html>

以上

さいたま市役所福祉局 長寿応援部介護保険課 事業者係 担当：井出・久米川・井樽・宮坂 電話：048-829-1265 FAX：048-829-1981
---

(別紙)

## 有料老人ホーム等に対する立入検査のとりまとめ

### 1. はじめに

令和3年度より、「さいたま市総合振興計画実施計画」に基づき、毎年度45施設、5年間で計225施設に対して老人福祉法第29条第13項に基づく検査を実施することとしています。

### 2. 令和5年度立入検査実施件数について

年間46施設に対して、立入検査を実施しました。

### 3. 指導及び助言の状況について

年度	指導	助言
令和4年度	60件	37件
令和5年度	90件	46件
計	150件	83件

令和5年度は、指導90件、助言46件ありました。

詳細は別添を御参照ください。

※指導…指針等に基づき、書面により改善を求めたもの。

助言…指導には至らないが、サービス水準の確保を目的として伝達したもの。

### 4. FAQの公表について

主に立入検査における指導及び助言を行ったものについて、設置者及び施設の皆さまがイメージしやすいようFAQ形式で公表します。

また、このFAQは立入検査を受けた施設と受けていない施設でサービス水準の不均衡が生じないために作成していますので、立入検査の有無に関わらず積極的な御活用をお願いします。

### 5. その他

事前提出資料の自主点検表(様式3)や重点事項確認表(様式4)について、立入検査時に疎明資料を求めた際に書類が散逸していること等を理由に、提示まで時間を要することがありました。日頃の自主点検等にあたっては、疎明資料を適切に保管していただき、市の職員に対してのみならず、入居者やその家族等から説明を求められた際に適切な対応ができるよう書類の管理に御留意ください。特に感染症の影響下においては、可能な限り対応時間を短縮する必要があるため、御協力をお願いします。

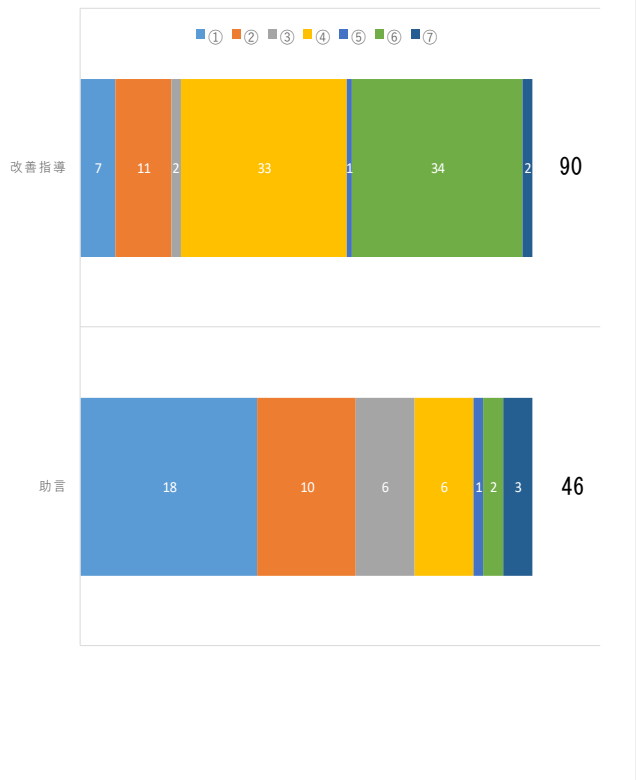
●各項目の内容

確認項目	事例	
	改善指導	助言
① 非常災害対策(水害を含む)に関する計画等について	・計画の未策定、未検討 ・訓練の未実施、記録の未作成	・避難訓練に入居者や近隣住民の参加が得られるよう努めること ・避難訓練の振り返り記録を作成し、次回の訓練実施に活用すること
② 高齢者虐待の防止及び身体拘束の廃止に向けた取組について	・委員会の会議録の未作成 ・委員会、研修の未実施 ・指針の未作成、実態との乖離	・指針、マニュアル等への研修、委員会の実施回数、詳細等の記載を充実させること ・委員会において、日頃のケアを確認し、虐待発見と防止のための検討を行うこと ・研修の効果測定を行い、研修内容の充実を図ること ・複数サービスでまとめて実施しているため検討が不十分であることから、内容の充実を図ること
③ 指針その他で定められた有料老人ホーム等が遵守すべき事項等について	・重複、根拠不明瞭な金銭(前払金含む)の受領 ・重説に指針不適合事項が未記載(建物賃借契約に自動更新条項なし、居室・廊下幅の広さが基準未満、便所が居室に近接していない、体験入居実施無し、福祉当・目的外の担当種設定あり、前払金が一部初級保証あり) ・入居者の生活・健康状況、サービス提供状況を身元引受人等へ定期的に報告していない ・給食施設の届出が未届 ・実態に即した重説の記載がされていない ・入居者の債務として根保証契約を行う場合の極度額の設定なし ・居住費等について通常料金と生活保護料金に差がある旨を書面で明示していない ・各種研修・運営懇話会等が未実施 ・運営懇話会の報告内容が不十分 ・入居者の金銭管理をしているが規程が未策定	・契約解除条項について事前に十分な説明を行うこと ・契約書類、規程等の表記において誤解を招くような表現を用いないこと ・退去時原状回復の特約(クリーニング代等)について内容を明確に記載するとともに、十分な説明を行うこと ・運営懇話会で求められる入居者からの意見の収集、第三者的立場の者への出席依頼、身元引受人等への周知を行うこと ・施設で保管すべき記録の充実を図ること ・自立者向けのサービスについては、入居者の状況に応じ、包括的な契約方法でなく、個別選択的な契約方法が望ましいこと
④ 事故・災害及び急病・負傷等の緊急時の対応について	・計画の未策定、未検討 ・訓練の未実施、記録の未作成 ・体調管理表、チェックリスト未作成	・対応フローが施設の状況に実態に応じた内容に充実させること ・実技の研修を実施するなど、職員に対応能力の強化を図ること
⑤ 人員配置が介護保険サービス以外の業務と区分されているか(勤務表確認)	・介護保険サービスと施設サービスを区分していない(自立者への対応等)	・特定施設入居者生活介護の事業者が自立の入居者や介護保険給付外のサービス提供を行った場合には、特定施設入居者生活介護の勤務時間から区分する必要があること
⑥ 広告・パンフレット等に実態と乖離する内容が記載されていないか	・非所有の建物外観が表示されているが、所有形態の記載なし ・協力医療機関に関する記載が不十分 ・介護職員等の数についての記載が不十分(夜間時の最少配置数含む) ・併設事業所の提供サービスを施設パンフレットに記載(その他優良認証・利益誘導される表示) ・人員配置が手厚い場合のサービス内容、費用詳細を記載していない ・受領金録の内訳が不明瞭 ・買い物代行費用について介護保険サービス適用外である旨の表記なし ・特定施設において、介護報酬と重複する費用徴収 ・介護職員等による介助の写真が表示されているが、常勤換算方法による介護職員等の数等の記載がない	・看護職員等の有資格者の配置が記載されている場合には、その常勤職員数・非常勤職員数の数を記載すること
⑦ ハラスメント防止(利用者又はその家族等からのハラスメント含む)に関する取組について	・指針の未策定 ・職員、入居者への未周知 ・担当者の不在	・相談先が複数(施設、法人担当者)であることが望ましい ・職員への周知方法の充実を図ること ・想定されるハラスメントの内容の充実を図ること(例:カスタマーハラスメント)

●指導事項又は助言に関する集計

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合計
改善指導	7	11	33	2	1	34	2	90
助言	18	10	6	6	1	2	3	46

有料老人ホーム等立入検査における改善指導又は助言の内訳 (令和6年4月18時点)



※ 1つの施設において同一項目で改善指導と助言がある場合は、改善指導のみ集計しています。